平成２３年（フ）第４１１号
群馬県高崎市上豊岡町1060番地　市住６棟613号
債務者　加藤つとみ
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第７８１号
埼玉県所沢市並木８丁目１番地１―808
債務者　松角　幸子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８１５号
埼玉県坂戸市薬師町５番地25　ハイツヒロ206号室、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字中新田69番地２
債務者　鈴木　弘子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８２３号
埼玉県所沢市小手指町１丁目11番地の18　ウララハイム205
債務者　柳原　智代
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８２８号
埼玉県所沢市南住吉２番５―602号　アーバンフォレスト所沢
債務者　武井　太志
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８４１号
埼玉県ふじみ野市駒西１丁目７番９号　コモードふじみ野101
債務者　梶原　哲也
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４９０号
静岡県沼津市我入道一本松町232番地、前住所静岡県沼津市我入道浜町321番地
債務者　芹澤　義直
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４７号
大阪府高槻市上牧北駅前町７番16号
債務者　奥野　和憲
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
京都府福知山市字前田33番地　市営住宅Ｄ棟305号
債務者　村宮　清美
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第５８５２号
大阪府豊中市千里園３丁目１番46号
債務者　木津　健一（旧姓三崎）
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３３４号
大阪市城東区放出西２丁目16番30号　オークガーデン101号室、前住所大阪市城東区中浜１丁目８番17号　メルクマール中浜102号
債務者　石谷真一郎
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４７９号
大阪市都島区中野町２丁目９番17号　幸福ハイツ103号
債務者　田中　　茂
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５１９号
大阪市都島区大東町２丁目10番20号クローバーハイツ102号
債務者　大瀬　孝太
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５４０号
大阪府四條畷市岡山１丁目25番６号　サンリットレジデンス401
債務者　小林　　研
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５９２号
大阪市淀川区十八条２丁目16番46―1316号
債務者　中瀬　弘貴
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６１５号
大阪市住之江区南港中５丁目３番45―705号
債務者　千布　寛隆
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６６９号
大阪府寝屋川市春日町８番９号
債務者　楠　　晃
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部